

新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険制度概要

別紙 1

深谷市国民健康保険における 傷病手当金・傷病見舞金の支給について

■ 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染又は感染の疑いがある深谷市国民健康保険の被保険者のうち被用者（雇われている人）が仕事を休みやすい環境を整備するため、「傷病手当金」を支給します。

さらに深谷市では、被用者ではなく、傷病手当金の対象とならない個人事業主等である被保険者に対しても、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、市独自の制度として「傷病見舞金」を支給します。

■ 内容

	傷病手当金 国の要請	傷病見舞金 深谷市 独自
対象者	被用者（雇われている人）である被保険者	個人事業主等である被保険者
支給条件	新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがあることにより、仕事を休んだ場合	新型コロナウイルス感染症に感染した場合
支給金額	下記の計算式で算出 【計算式】 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 支給対象となる日数 （令和2年3月現在、最大日額30,887円）	20万円（一律）